

特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会 講習会等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会(以下「本会」という。)が行う生産行程管理者等の講習会等の実施について必要な事項を定める。

(講習会等の種類)

第2条 本会が行う講習会の種類及び内容等は以下のとおりとする。

名称	対象	内容	頻度	時間
有機 JAS 講習会	有機農産物(有機きのこ含む。)、有機加工食品(有機酒類を含む。)、有機飼料、有機畜産物の生産行程管理、小分け、格付、格付表示、受入保管、外国格付を担当する者で、初めて受講する者	JAS 法。有機食品の検査認証制度。指定農林物資。有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物の日本農林規格及び認証の技術的基準。クレーム対応。格付(表示)実務。外国格付表示実務。証票管理ほか	年1回以上	5時間以上
オンライン有機 JAS 講習会	有機農産物(有機きのこ含む。)、有機加工食品(有機酒類を含む。)、有機飼料、有機畜産物の生産行程管理、小分け、格付、格付表示、受入保管、外国格付を担当する者で、初めて受講する者	JAS 法。有機食品の検査認証制度。指定農林物資。有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物の日本農林規格及び認証の技術的基準。クレーム対応。格付(表示)実務。外国格付表示実務。証票管理ほか	年1回以上	5時間以上
臨時有機 JAS 講習会	有機農産物(有機きのこ含む。)、有機加工食品(有機酒類を含む。)、有機飼料、有機畜産物の生産行程管理、小分け、格付、格付表示、受入保管、外国格付を担当する者で、初めて受講する者	JAS 法。有機食品の検査認証制度。指定農林物資。有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物の日本農林規格及び認証の技術的基準。クレーム対応。格付(表示)実務。外国格付表示実務。証票管理ほか	随時	5時間以上
オンライン臨時有機 JAS 講習会	有機農産物(有機きのこ含む。)、有機加工食品(有機酒類を含む。)、有機飼料、有機畜産物の生産行程管理、小分け、格付、格付表示、受入保管、外国格付を担当する者で、初めて受講する者	JAS 法。有機食品の検査認証制度。指定農林物資。有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物の日本農林規格及び認証の技術的基準。クレーム対応。格付(表示)実務。外国格付表示実務。証票管理ほか	随時	5時間以上
フォローアップ講習会	有機 JAS 講習会又は臨時有機 JAS 講習会の受講経験のある者	認証の技術的基準について。記録の書き方。格付実務、格付表示実務。外国格付表示実務。証票管理。規格基準の改訂ほか	年1回以上	2時間以上
オンラインフォローアップ講習会	有機 JAS 講習会又は臨時有機 JAS 講習会の受講経験のある者	認証の技術的基準について。記録の書き方。格付実務、格付表示実務。外国格付表示実務。証票管理。規格基準の改訂ほか	年1回以上	2時間以上
臨時フォローアップ講習会	有機 JAS 講習会又は臨時有機 JAS 講習会の受講経験のある者	認証の技術的基準について。記録の書き方。格付実務、格付表示実務。外国格付表示実務。証票管理。規格基準の改訂ほか	随時	2時間以上

オンライン 臨時フ ォローア ップ講習 会	有機 JAS 講習会又は臨時有機 JAS 講習会の受講経験のある者	認証の技術的基準について。記録の書 き方。格付実務、格付表示実務。外国 格付表示実務。証票管理。規格基準の 改訂ほか	随時	2 時間 以上
-----------------------------------	--------------------------------------	---	----	------------

(講習会の実施)

- 第 3 条 講習会等の日時、場所、参加対象、参加費等の案内は、本会の機関誌、ホームページ等により行う。
- 2 講習会の開催場所は、本会の認証業務区域の中でその都度定める。
- 3 講習会の講師は、本会の検査員、判定員、役職員又は外部の有識者等に依頼、若しくは認証事務局員が行う。
- 4 講習会の参加費は、業務規程別表 4 に定める。その他資料代等については内容に応じて徴収する。
- 5 外国格付の表示を付する取扱業者等の認証において、すでに当協会の別の認証を取得している場合、フォローアップ講習会において外国格付の表示を付する組織、外国格付の表示の実施方法、外国のロゴに関する基準等の内容を修了することにより有機 JAS 講習会を受講したとみなすものとする。

(講習会テキストの作成)

第 4 条 本会は、前条の講習会の実施に際し必要に応じてテキストを作成する。

(講習会の記録)

第 5 条 本会は、講習会等の内容、参加者の住所氏名、その他必要な記録を作成し 5 年間保管する。

(修了証の発行)

第 6 条 理事長は、本会の講習会の受講者に対して受講修了証を発行する。

(講習会受講の推奨)

第 7 条 本会は、生産行程管理責任者、格付責任者、小分け責任者、格付表示担当者、受入保管責任者、外国格付表示担当者等に対し、有機 JAS 講習会受講後、最低でも 5 年に 1 回、継続的にフォローアップ講習会、オンラインフォローアップ講習会、臨時フォローアップ講習会、オンラインフォローアップ講習会を受講することを推奨する。

(その他)

第 8 条 その他、講習会等の実施について必要な事項については、別に定める。

附則 (平成 24 年 7 月 3 日付け 24 鹿有協 L - 1 - 01)
この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則 (平成 26 年 5 月 1 日付け 26 鹿有協 L - 1 - 02)
この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附則 (平成 29 年 10 月 16 日付け 29 鹿有協 L-1-03)
この規程は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

附則 (2020 年 7 月 20 日付け 2020 鹿有協 L-1-04)
この規程は、2020 年 7 月 20 日から施行する。

附則 (2021 年 8 月 1 日付け 2021 鹿有協 L-1-05)
この規程は、2021 年 8 月 1 日から施行する。

附則 (2022 年 12 月 1 日付け 2022 鹿有協 L-1-06)
この規程は、2022 年 12 月 1 日から施行する。

附則（2023年7月10日付け 2023 鹿有協 L-1-07）
この規程は、2023年7月10日から施行する。